

**福岡県新型コロナウイルス感染症緊急対策
中小企業経営革新実行支援補助金（コロナ緊急対策）Q & A**

【目次】

- I. 補助対象となる経費について
- II. 申請者の要件について
- III. 申請手続について
- IV. 他の補助金との重複について
- V. 売上高の要件について

I. 補助対象となる経費について

Q 1 既に購入した経費も補助対象になるのか

A 1 令和2年4月1日から交付申請日までの遡及を認めています。この期間内に購入した経費であれば原則として補助対象となります。

Q 2 補助申請を10月1日に行うが、申請後の10月8日には導入工事を行う予定である。交付決定を受ける前の事業実施となるが、補助対象になるのか

A 2 一般的な補助事業では交付決定を受けた後に実施する事業が補助対象となりますが、本補助金では交付決定前に事業に着手することを認めています。

Q 3 Q 1の「既に事業に着手している場合」や、Q 2の「交付決定前に事業に着手する場合」の申請手続は、どのようになるのか

A 3 申請するときに、様式第3号「事前着手等届」を一緒に提出してください。
なお、事前着手等届を提出しても、補助対象となるか（交付決定が受けられるか）は審査を行ったうえでの判断となります。内容によっては補助対象とならない場合もありますので、予めご了承ください。

Q 4 リース料も補助対象になるのか

A 4 補助事業期間中に実施した分としてリース契約書、請求書、領収書などの証拠書類があれば、補助対象となります。

※なお、令和2年4月に1年リースで契約した場合、補助対象となるのは令和3年2月までとなりますのでご注意ください。（補助事業期間を超える分の費用は補助対象外となります）

Q 5 デリバリーに使用するための自動車、バイク、自転車などの車両購入費用は、

補助対象となるのか

A 5 経営革新事業において使用することが明確であると認められる場合は補助対象となります。

業務用ではなく自家用目的での使用が発覚した場合や、購入後に車両を転売、譲渡、貸付等の事実が発覚した場合は、補助金の返還を求めることがありますので注意してください。

また、本補助事業が終了した後も、目的外使用を行うことは認められません。故障や事故により廃車処分とした場合は、処分した事実が確認できる証拠書類を必ず保管してください。

なお、補助対象となるのは車両本体の購入費用（と車両の稼働に必要な整備費用まで）であり、登録免許税などの諸経費は原則として対象外となります。

Q 6 デリバリーで使用する弁当容器の購入費用は、補助対象となるのか

A 6 例えば、飲食店が新たにデリバリーを行う場合において、既存事業（店内飲食はお皿で提供）と、経営革新事業（デリバリーは容器で提供）というように明確に区分できる場合は補助対象となります。

Q 7 デリバリーで使用する食材の購入費用は、補助対象となるのか

A 7 例えば、飲食店が新たにデリバリーを行う場合において、既存事業（店内飲食で提供するお米）と、経営革新事業（デリバリーで提供するお米）を明確に区分することは困難なため、補助対象外となります。

Q 8 オンラインサービス用のパソコンの購入費用は、補助対象になるのか

A 8 経営革新事業において使用することが明確であると認められる場合は補助対象となります。

業務用ではなく自家用目的での使用が発覚した場合や、購入後にパソコンを転売、譲渡、貸付等の事実が発覚した場合は、補助金の返還を求めることがありますので注意してください。

また、本補助事業が終了した後も、目的外使用を行うことは認められません。故障により廃棄処分とした場合は、処分した事実が確認できる証拠書類を必ず保管してください。

なお、補助対象となるのはパソコン本体の購入費用であり、サポートサービスなどの諸経費は原則として対象外となります

Q 9 オンラインレッスン用のタブレットを購入して受講者に貸し出す場合など、貸出用の機具の購入費用は、補助対象になるのか

A9 無償で貸し出す場合は補助対象となりますが、利用料や、サービス料に含めるなど有償で貸し出す場合は対象外となります。

II. 申請者の要件について

Q 1 個人事業主は対象になるのか

A 1 福岡県内に住民登録している（納税地が福岡県である）個人事業主は、対象となります。法人については以下の表をご確認ください。

(表) 法人の基準

主たる業種	資本金	常時使用する従業員
製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業（下記以外）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

(注) 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

Q 2 社会福祉法人、医療法人、学校法人、農事組合法人は対象になるのか

A 2 社会福祉法人、医療法人、学校法人、農事組合法人は経営革新計画の申請対象外となるため、本補助金についても対象外となります。（その他の特別法人については新事業支援課までお問合せください）

Q 3 飲食店を経営しながら飲食店向けのコンサルティング事業も行うなど、1つの会社で複数の事業を営んでいる場合、それぞれの事業で経営革新計画の承認を受ければ、それぞれの事業に対して補助を受けることができるのか

A 3 本補助金は「福岡県内の中小企業者」を交付対象としており、1者（1社）に対して上限50万円の補助を行うこととしていますので、それぞれの事業に対して補助をうけることはできません。

Q 4 ある個人が複数の会社を経営している場合、それぞれの会社で経営革新計画の承認を受けていれば、それぞれの会社で補助を受けることができるのか

A 4 本補助金は「福岡県内の中小企業者」を交付対象としており、1者（1社）に対して上限50万円の補助を行うこととしていますので、代表者が同一人物であってもそれぞれの会社で補助を受けることができます。

Ⅲ. 申請手続について

Q 1 経営革新計画の承認を受けた後でないと、補助申請できないのか

A 1 経営革新計画の申請と本補助金の申請は同時に行うことができます。但し、本補助金の審査は経営革新計画の承認後に行うこととなります。(同時審査ではありません)

Q 2 経営革新計画の申請から補助金の交付決定まで、どれくらい時間がかかるのか

A 2 申請書に不備が無ければ、計画承認から交付決定まで1か月程度で完了します。数字の誤りや添付資料が未提出の場合など、内容に不備がある場合は経営革新計画の承認ができず、補助金の交付決定も行えません。

申請書の不備が多いと修正に時間がかかるため、申請から交付決定まで2か月以上かかることもあります。申請書をしっかり整えてからご提出ください。

Q 3 過去に経営革新計画の承認を受けていれば、補助申請できるのか

A 3 本補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、新たな取組みを行う事業者に対する支援となりますので、過去に承認を受けた計画内容のままでは補助対象とはなりません。新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて新たな取組みを追加する等、計画の変更申請を行っていただく必要があります。

IV. 他の補助金との重複について

Q 1 コロナ緊急対策に申請している（又は交付を受けている）事業者は、感染防止対策についても申請できる（又は交付を受けることができる）のか

A 1 申請可能です。コロナ緊急対策で50万円、感染防止対策で50万円、最大で100万円の補助を受けることができます。但し、それぞれの補助申請において同一の経費を計上している場合は対象外となりますのでご注意ください。

Q 2 コロナ緊急対策に申請している（又は交付を受けている）事業者が、感染防止対策を申請する（又は交付を受ける）場合、経営革新計画は2つ作る必要があるのか

A 2 経営革新計画は1つで構いません。1つの計画書でコロナ緊急対策と感染防止対策のそれぞれに申請を行うことができます。

Q 3 中小企業庁の「小規模事業者持続化補助金」など、他の補助金と同時に申請できるのか

A 3 同一事業（同一経費）について異なる補助金を申請することは、二重申請となるため認められませんが、設備導入を国の補助金で、消耗品の調達を本補助金でというように異なる事業（異なる経費）である場合は申請できます。

Q 4 複数の企業が共同で実施する事業について申請を行う場合、経営革新計画の申請と補助金の交付申請はどのような扱いになるのか

A 4 経営革新計画は複数の企業による共同申請を認めていますが、本補助金は個別申請のみとなります。代表企業が他の企業の分をまとめて補助申請するといったことはできません。

なお、経営革新計画を共同申請する場合は、事業全体の計画だけでなく、個々の企業の内容について確認できる書類の提出も必要となります。（A社、B社、C社の取組を1つに取りまとめた計画書だけではなく、A社、B社、C社それぞれの計画書も必要となります。詳しくはお問合せください）

V. 売上高の要件について

Q 1 売上高の減少について、基準となる月はいつでも良いのか

A 1 原則として申請日の直前月が基準月となりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大からある程度の日数が経過していますので、直近月の売上が回復している場合は、影響が最も深刻な時期（例：緊急事態宣言が発令された令和2年4月から5月）の売上高を基準月に設定していただいても構いません。

Q 2 業歴が短く比較対象となる前年実績が無い場合はどうすれば良いか

また、営業店舗の増加により全体の売上は上がっているが、個々の売上は減少しているような場合は、どうすれば良いか

A 2 業歴が3か月以上1年1ヶ月未満の企業や、営業店舗の増加により全体の売上と実態に乖離が生じる企業の場合は、下記の3つの方法のいずれかにより判定します。別途様式を用意していますので、新事業支援課までお問合せください。

- ① 最近1か月と、最近3か月間の平均を比較する
- ② 最近1か月と、令和元年12月を比較する
- ③ 最近1か月と、令和元年10月、11月、12月の平均を比較する